











**第一条** この命令は、平成十二年七月一日から施行する。

**附 則** (平成一二年六月三〇日總理府・  
大藏省・農林水産省令第一五号) 抄  
(施行期日)  
この命令は、内閣法の一部を改正する法律  
(平成十一年法律第八十八号) の施行の日(平  
成十三年一月六日)から施行する。

**附 則** (平成一三年三月三〇日内閣府・  
財務省・農林水産省令第一号)  
(施行期日)  
(経過措置)  
この命令は、平成十三年四月一日から施  
行する。  
(農水産業協同組合貯金保険法第六十三条の規  
定による適格性の認定に関する命令の廃止)  
**第二条** 農水産業協同組合貯金保険法第六十三条の規  
定による適格性の認定に関する命令(平成  
十年總理府・大藏省・農林水産省令第四号)。次  
条において「旧適格性の認定に関する命令」と  
いうのは、廃止する。

**第三条** 旧適格性の認定に関する命令第一項及び  
第二項の規定により提出された認定申請書並びに  
に同令第一項各号及び第二項各号に掲げる書類  
は、この命令による改正後の農水産業協同組合  
貯金保険法規則第二十四条の規定により提  
出されたものとみなす。

**附 則** (平成一三年九月二八日内閣府・  
財務省・農林水産省令第四号)  
この命令は、平成十三年十月一日から施行す  
る。

**附 則** (平成一三年一二月二八日内閣  
府・財務省・農林水産省令第六号)  
この命令は、平成十四年一月一日から施行す  
る。

**附 則** (平成一四年一二月二七日内閣  
府・財務省・農林水産省令第一号)  
この命令は、平成十五年一月一日から施  
行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の  
日から施行する。

**附 則** (平成一五年三月二五日内閣府・  
財務省・農林水産省令第一号)  
(施行期日)

(経過措置に係る承認の申請)

**第二条 農水産業協同組合(農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律)の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)による改正後の農水産業協同組合貯金保険法(以下「新貯金保険法」という。)第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。)は、改正法附則第三条に規定する承認を受けようとするときは、平成十六年一月三十一日までに、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等(金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。**

農林水産大臣及び金融庁長官等は、前項に規定する承認の申請があつたときは、当該申請をした農水産業協同組合が特定決済債務(新貯金保険法第六十九条の二第一項に規定する特定決済債務をいう。以下同じ。)について各日においてその額を計算することが困難な理由があるかどうかを審査するものとする。

**第三条 農水産業協同組合が改正法附則第三条に規定する承認を受けた場合において、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間ににおけるこの命令による改正後の農水産業協同組合貯金保険法施行規則(以下「新貯金保険法施行規則」という。)附則第二条の規定の適用については、同条中「別紙様式第一」の二による保険料計算書」とあるのは、「別紙様式第一の二による保険料計算書及び農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第百七十七号)附則第三条に規定する承認に係る承認書の写し」とする。**

**第三条 農水産業協同組合は、改正法附則第四条に規定する承認を受けようとするときは、平成十七年一月三十一日までに、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。**

農林水産大臣及び金融庁長官等は、前項に規定する承認の申請があつたときは、当該申請をした農水産業協同組合が改正法附則第四条に規定する要調整一般貯金等、同条に規定する要調整決済用貯金及び特定決済債務について各自においてその額を計算することが困難な理由があるかどうかを審査するものとする。

農水産業協同組合が改正法附則第四条に規定する承認を受けた場合において、平成十七年四

月一日から平成十八年三月三十日までの間に  
おける新貯金保険法施行規則第十九条の規定による  
適用については、同条中「別紙様式第一による  
保険料計算書」とあるのは、「別紙様式第一による  
保険料計算書及び農水産業協同組合貯金保  
険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等を  
に関する法律の一部を改正する法律(平成十四  
年法律第二百七十七号)附則第四条に規定する承  
認に係る承認書の写し」とする。  
(経由官庁)

**第四条 農水産業協同組合が、理由書を添付した**  
承認申請書を財務局長又は福岡財務支局長に提出  
出しようとする場合において、当該農水産業協同  
組合の主たる事務所の所在地が財務事務所  
小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にある  
ときは、当該農水産業協同組合は、当該承認申請  
書を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出  
張所長を経由して提出しなければならない。

(二)の命令の施行前における承認の予備審査)

**第五条 農水産業協同組合は、この命令の施行前**  
においても、改正法附則第三条に規定する承認  
について、附則第二条第一項の規定の例によ  
り、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣  
及び金融庁長官等に提出し、予備審査を求める  
ことができる。

**附 則 (平成一五年四月一日内閣府・財**  
**務省・農林水産省令第二号)**

この命令は、公布の日から施行する。

**附 則 (平成一七年三月三〇日内閣府・**  
**財務省・農林水産省令第二号)**

この命令は、平成十七年七月一日から施行す  
る。

**附 則 (平成一八年四月二六日内閣府・**  
**財務省・農林水産省令第二号)**

この命令は、平成十八年五月一日から施行す  
る。

**附 則 (平成一九年八月九日内閣府・財**  
**務省・農林水産省令第一号)**

この命令は、証券取引法等の一部を改正する  
法律の施行の日から施行する。

**附 則 (平成二〇年二月二八日内閣府・**  
**財務省・農林水産省令第一号)**

この命令は、平成二十年四月一日から施行す  
る。

**附 則** (平成二二年三月一日内閣府・財務省・農林水産省令第一号)  
この命令は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第百九号)附則第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十二年七月一日)から施行する。

**附 則** (平成一八年四月二八日内閣府・財務省・農林水産省令第二号)  
この命令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二八年一二月一五日内閣府・財務省・農林水産省令第四号)  
この命令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十五号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**附 則** (令和四年三月二八日内閣府・財務省・農林水産省令第一号)  
この命令は、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

